

公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会 評議員及び役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会（以下「この法人」という。）定款第18条（評議員に対する報酬等）及び第34条（役員に対する報酬等）の規定に基づき、この法人の評議員及び役員等の報酬等の支給の額及び支給基準について定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 評議員及び役員は、無報酬とする。

(補足)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

附則

この規程は、平成23年12月1日より実施する。